

**米国不動産投信  
ハイ・インカムオープン  
(毎月分配型)  
愛称:リそなリート**

**追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ  
【投資信託説明書(目論見書)】2006.4**

**野村アセットマネジメント**

**米国不動産投信  
ハイ・インカムオープン  
(毎月分配型)  
愛称:リそなリート**

**追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ  
【投資信託説明書(交付目論見書)】2006.4**

**野村アセットマネジメント**

米国不動産投信ハイ・インカムオープンの受益証券の価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、  
下記の照会先までお問い合わせください。

### 野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時  
(半日営業日は午前 9 時～正午)

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう米国不動産投信ハイ・インカムオープンの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 10 月 28 日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## 投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

### ◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

### ◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

### ◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、野村アセットマネジメント(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

### ◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「その他の情報」中の《管理および運営の概要》の「約款変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

- ※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

野村アセットマネジメント

# 投資信託説明書(交付目論見書)

# 目次(Contents)

<b>ファンドの概要が知りたい</b>			
ファンドの基本情報	ファンドの概要	.....	1
<b>ファンドの運用内容が知りたい</b>			
ファンドの特色・ 運用の内容	ファンドの特色	.....	3
	投資対象	.....	3
	投資方針	.....	4
	投資制限	.....	6
	分配方針	.....	7
<b>ファンドのリスクが知りたい</b>			
投資リスク	基準価額の変動要因	.....	8
	その他の留意点	.....	8
<b>ファンドのしくみが知りたい</b>			
ファンドの しくみ・運用体制	ファンドのしくみ	.....	9
	運用体制	.....	10
	委託会社におけるリスクマネジメント体制	.....	10
<b>ファンドの申込方法が知りたい</b>			
申込手続きの概要	買付の申込手続き	.....	11
	換金の申込手続き	.....	12
<b>ファンドにかかる費用・税金が知りたい</b>			
費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金	.....	13
	ファンドで間接的にご負担いただく費用	.....	13
	税金の取扱い	.....	14
<b>ファンドの運営方法などが知りたい</b>			
その他の情報	管理および運営の概要	.....	15
	内国投資信託受益証券事務の概要	.....	17
	その他ファンドの情報	.....	18
	委託会社等の概況	.....	19
<b>ファンドの運用状況が知りたい</b>			
運用状況	投資状況	.....	20
	投資資産	.....	20
	運用実績	.....	21
	財務ハイライト情報	.....	22
《信託約款》		.....	24
《用語解説》		.....	33

## ファンドの基本情報

### 《ファンドの概要》

ファンドの名称	米国不動産投信ハイ・インカムオープン (「ファンド」といいます。なお、名称に(毎月分配型)と付記する場合があります。また、 ファンドの愛称を「リソナリート」とします。)					
基本的性格	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ					
ファンドの目的	主として高水準の配当収益の獲得により信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。					
主な投資対象	米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されているREIT(不動産投資信託)を主要投資対象とします。					
投資方針	後述の「投資方針」をご覧ください。					
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・株式への直接投資は行ないません。</li> <li>・デリバティブの直接利用は行ないません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">→詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。</p>					
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・REITの価格変動リスク</li> <li>・為替変動リスク</li> </ul> <p style="text-align: right;">→詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。</p>					
信託期間	平成26年9月12日まで(平成16年9月1日設定)です。					
決算日	原則、毎月12日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。					
収益分配	<p>毎決算時に、分配を行ないます。</p> <p>分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。</p>					
買付単位	<p>分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">①一般コース</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②自動けいぞく投資コース</td> <td style="text-align: center;">1万円以上1円単位</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。)</p>		①一般コース	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位	②自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
①一般コース	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位					
②自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位					
買付申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。					
買付価額	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。					

申 込 手 数 料	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、2.625%(税抜 2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。				
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して 5 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。				
信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に年 1.6275%(税抜年 1.55%)の率を乗じて得た額とします。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換 金 単 位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 <table border="1" data-bbox="528 819 1406 958"> <tr> <td>①一般コース</td> <td>1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位</td> </tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td> <td>1 口単位</td> </tr> </table>	①一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位	②自動けいぞく投資コース	1 口単位
①一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位				
②自動けいぞく投資コース	1 口単位				
換金申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。				
換 金 価 額	ご換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。				
換 金 手 数 料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
税 金 等	後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金代金の支払い	原則としてお申込日から起算して 5 営業日目から販売会社でお支払いします。				

※本書で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

## ファンドの特色・運用の内容

### 《ファンドの特色》

- ◆米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている REIT(不動産投資信託)を主要投資対象とし、主として高水準の配当収益の獲得により信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆毎月決算\*を行ない、原則として安定分配を行いません。

※決算日は、原則として毎月 12 日(休業日の場合は翌営業日)とします。

- ◆ファンドは、追加型株式投資信託で、「ファンド・オブ・ファンズ」に属しています。

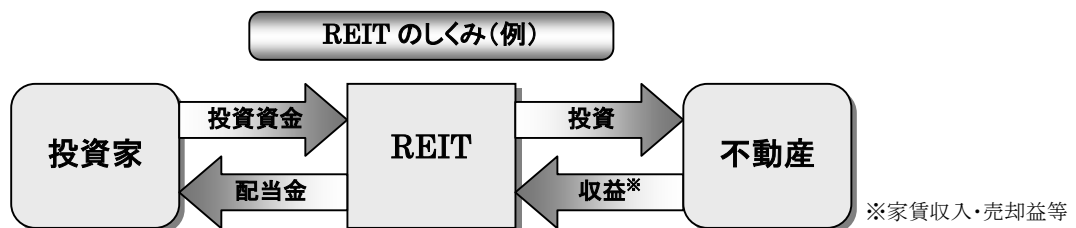
### 《投資対象》

米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている REIT(不動産投資信託)を主要投資対象とします。

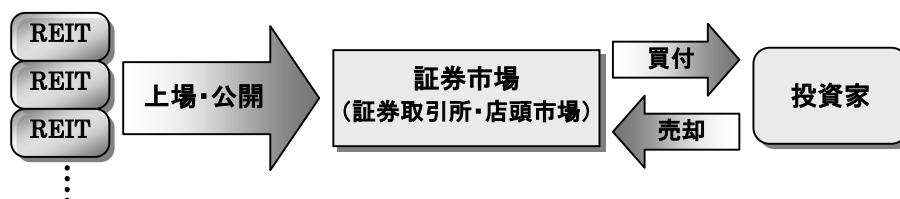
- ◆デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆投資対象について、詳しくは約款をご覧ください。

#### ■ REIT について ■

- ◆REIT(Real Estate Investment Trust)とは、その名の通り、「不動産(Real Estate)」に投資する「投資信託(Investment Trust)」のことです。
- ◆REIT は、多大な資金が必要となる不動産投資の機会を様々な投資家に提供するものです。投資家は REIT への投資を通じ、少額の資金で複数の不動産からの収益を獲得することができます。



- ◆REITは、投資家から集めた資金を複数の不動産に分散投資します。そして、そこから得られる家賃収入や不動産の売却益などが REIT の主な収益源となります。
  - ◆REIT はこうして得られた収益を投資家に主に「配当」の形で還元します。
  - ◆また、REIT は証券取引所等で株式同様に取引可能\*ですので、こうした証券市場を通じて売買が可能です。
- ※当ファンドでは、米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている REIT を主要投資対象とします。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

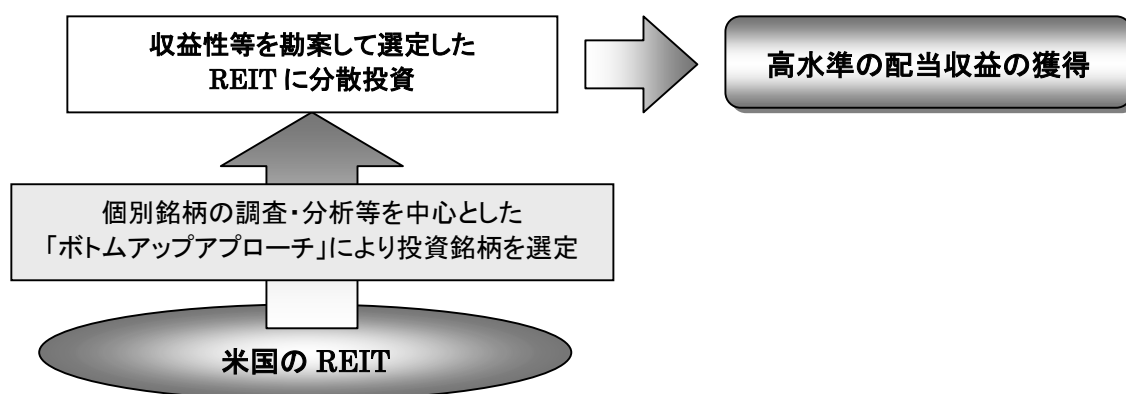


## 《投資方針》

- 1 米国の REIT<sup>\*</sup>を主要投資対象とし、主として高水準の配当収益の獲得により信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

※当ファンドが投資対象とする REIT には、株式会社が発行する優先株に相当する REIT も含みます。

- ◆収益性等を勘案して選定した REIT に分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得を目指します。
- ◆主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により投資銘柄を選定することを基本とします。
- ◆REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ◆原則として為替ヘッジは行ないません。



- 2 ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ◆運用にあたっては、「ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー」に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

- ◆委託する範囲: REIT の運用
- ◆委託先名称: HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC  
(ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー)
- ◆委託先所在地: 米国 イリノイ州 シカゴ市
- ◆委託に係る費用: 委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
300 億円以下の部分	年 0.67%
300 億円超の部分	年 0.64%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

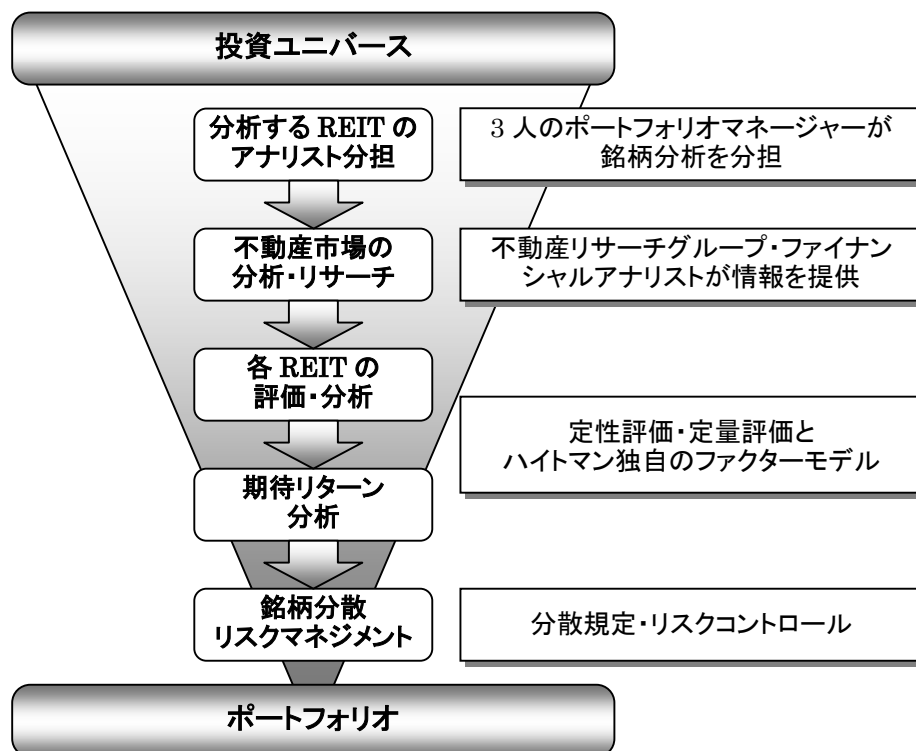
■ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーの紹介■

- ◆ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーは、ハイトマン・ファイナンシャル・エルエルシー(HEITMAN Financial LLC)の完全保有子会社です。ハイトマン・ファイナンシャル・エルエルシーはその様々な資産運用子会社(総称して「ハイトマン」といいます。)を通じて不動産投資に関する各種のサービスを提供しています。
- ◆米国シカゴに本拠地を置き、実物不動産をはじめとする不動産投資に経験と実績のある不動産投資顧問会社です。
- ◆不動産資本市場と実物不動産市場の中核を構成する4つの不動産投資運用領域(米国実物不動産投資、米国不動産証券投資、米国モーゲージ、国際実物不動産投資)に焦点を当て、資産の運用を行なっています。

■当ファンドにおける REIT 投資の考え方■

- ◆各銘柄のリスクや収益機会を把握するためには、不動産の実務経験が重要。
  - ・ハイトマンでは、実物不動産投資の経験と実績に裏付けされた REIT 運用を行なっています。
- ◆銘柄選択においては、予想配当水準に加え、長期にわたってキャッシュフローを成長させることのできる REIT を重視。
  - ・投資銘柄の選択にあたっては、主として以下の観点に重点を置きます。
    - ★経営戦略・ビジネスプラン                      ★予想配当金額
    - ★市場リスク・地理的リスク                      ★物件ポートフォリオのグレード
- ◆各企業のバランスシートも重要なポイント。
  - ・バランスシート分析にあたっては、主として以下の観点に重点を置きます。
    - ★資本構成    ★キャッシュフローの安定性
- ◆ボトムアップによる銘柄選択が、セクター(物件タイプ)選択よりも重要。
  - ・徹底した調査分析に基づいた銘柄選択が重要であると考えます。

■REIT の運用プロセス■



※上記運用プロセスは平成 18 年 4 月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 《投資制限》

- 投資信託証券への投資割合
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- 株式への投資割合
- デリバティブの使用
- 公社債の借入れ
  
- 資金の借入れ

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(約款)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。(約款)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。(約款)

株式への直接投資は行ないません。(約款)

デリバティブの直接利用は行ないません。(約款)

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。(約款)

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

## 《分配方針》

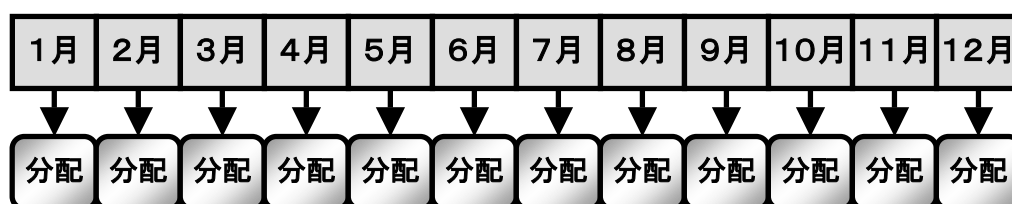
毎月の毎決算時に、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行いません。

### ◆ファンドの決算日

原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

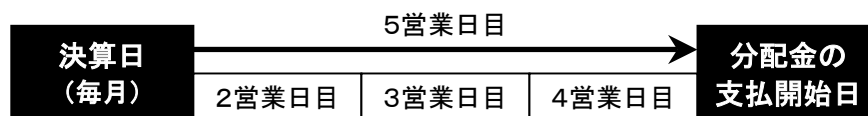
### ◆毎月の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行いません。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。



### ◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。  
販売会社でお受け取りください。



※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

### ◆分配金に関する留意点

分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

#### ■主な変動要因■

REIT の価格変動リスク	ファンドはREITを高位に組入れますので、REITの価格変動の影響を大きく受けます。なお、個々のREITの価格変動要因等については、後述の「REITのリスクおよび留意点等について」をご参照ください。
為替変動リスク	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動の影響を直接受けます。

#### ■その他の変動要因■

信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
-------	---

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ■REITのリスクおよび留意点等について■

##### ①保有不動産に関するリスク

- REITはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っています。そのため、以下のような要因等による賃料収入の増減はREITの収益に大きな影響を与えます。
  - ◆賃料の値上げ・値下げ
  - ◆入居率(空室率)の増減
- 保有不動産の価値の変動によりREITの資産価値は増減しますので、これがREITの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはREITの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

##### ②金利変動に伴うリスク

- REITはその配当の高さから、金利商品としての性格を強く持っています。よって、金利の上昇局面等で他の金利商品(国債等)との比較からREITが売られ、価格が下落するといった状況も想定されます。
- 大半のREITは金融機関等から借入れを行なっています。そのため、金利が上昇すればその返済のための負担が大きくなり、結果として収益が少なくなることも考えられます。また、こうした財務状況の悪化は、個別のREITの評価にも悪影響を及ぼすことも想定され、その結果当該REITの価格が下落することも考えられます。

##### ③市場リスク

- REITは株式と同様に証券取引所等で売買されています。そのため、市場における需給や不動産市況に対する見通し等、様々な要因で価格が変動します。
- また、REITの中には資産規模が小さく流動性の低いものもあります。こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることも想定されます。

##### ④信用リスク

- 米国のREITは、その名称こそ「Investment Trust(投資信託)」ですが、実質は法人形態を取っており、一般の事業会社と同様に経営陣の運営如何によっては収益や財務体質が大きく変動することがあります。また、収益の悪化等の理由によりREITが倒産することも想定されます。

##### ⑤REITを取り巻く制度に関するリスク

- REITに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、REITの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- また、REITの制度に直接関係しなくとも、REITが保有する不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合等もREITの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

##### ⑥REITの配当金に対する課税について

- 米国のREITは法人税が原則非課税ですが、日本の投資信託が米国のREITに投資した場合、当該投資信託に支払われる配当金に対しては、株式と同様に米国の源泉税が課されます。従って、ファンドはREITの配当をそのまま享受できる訳ではありません。

※上記はREITの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

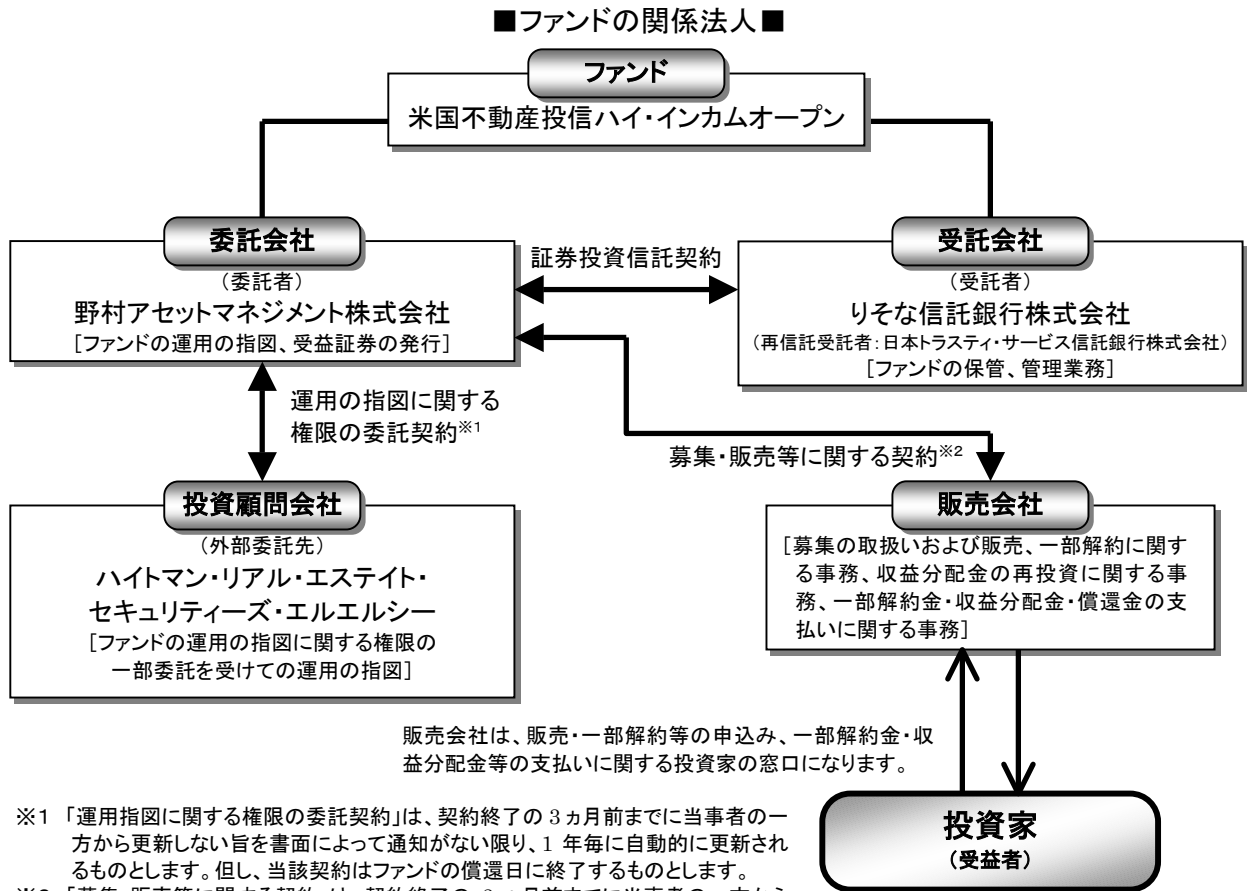
### 《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、投資信託証券などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

# ファンドのしくみ・運用体制

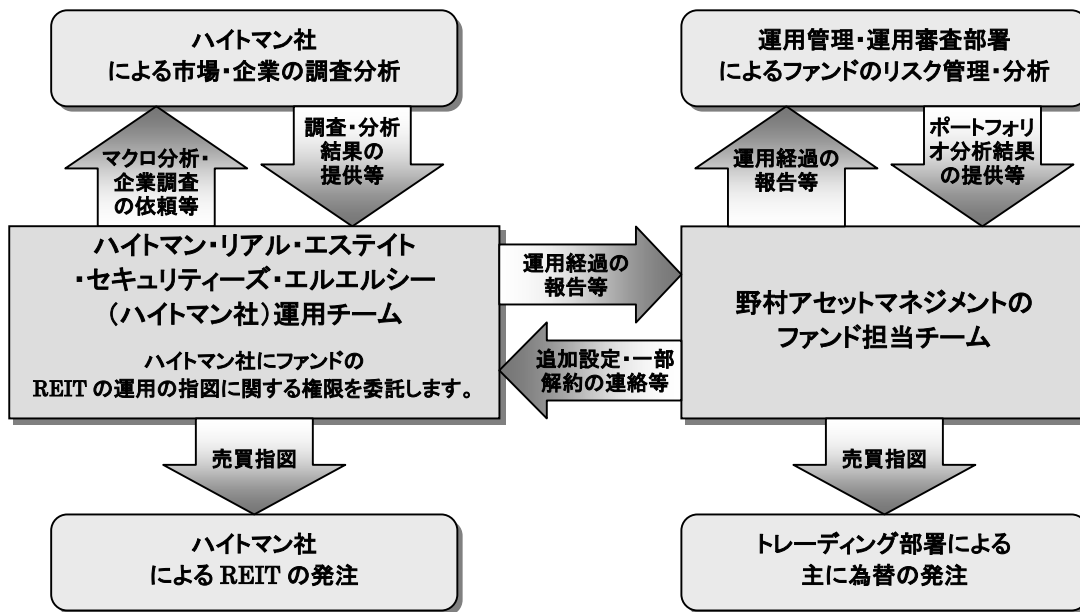
## 《ファンドのしくみ》



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

《運用体制》



◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

■リスク管理関連の委員会■

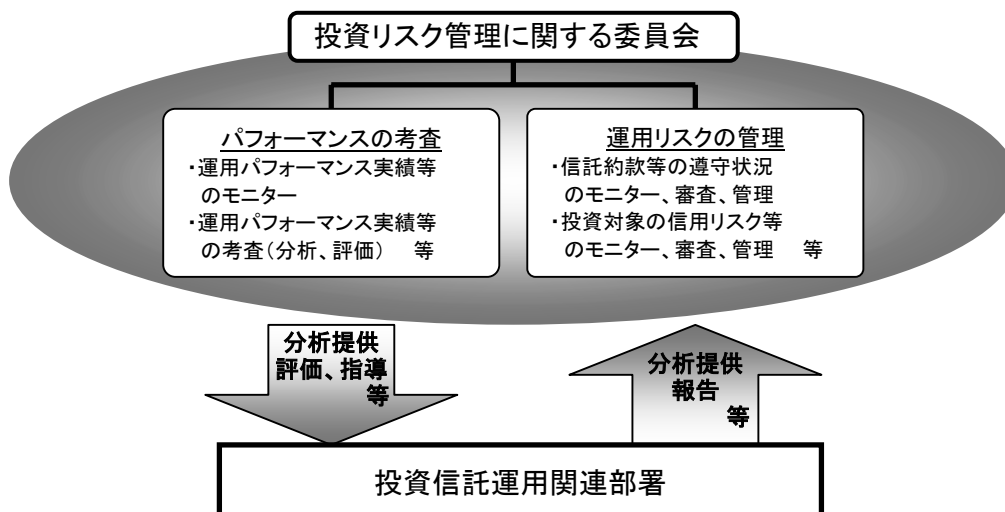
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成 18 年 4 月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 申込手続きの概要

### 《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

**買付単位** 分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)  
お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	分配金が 再投資されるコース	1万円以上1円単位※

※分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**買付価額** 買付のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

**買付代金の支払い** 買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。

※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

**申込締切時間** 午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。



## 《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

換 金 単 位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1 万口単位または 1 口単位の いずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位

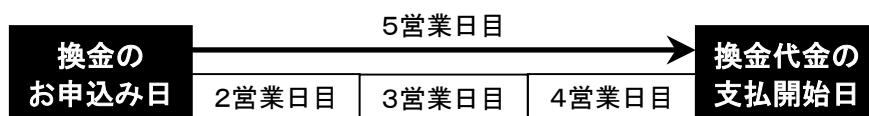
換 金 価 額

換金の価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

換 金 代 金  
の 支 払 い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して 5 営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



申 込 締 切 時 間

午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

### ＜大口換金の制限について＞

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 5 億円を超える換金は行なえません。

また、別途、大口換金について、1 日 1 件 5 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれま  
す。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうもの  
とします。詳しくは「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。  
※平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権  
へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場  
合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続き  
には時間を要しますので、ご注意ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、  
換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

## 費用・税金

## 《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.625%(税抜 2.5%)以内 <sup>※1</sup>	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10% <sup>※2</sup>
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	—	基準価額の個別元本超過額に対して10% <sup>※2</sup>
償還時	所得税および地方税	—	償還価額の個別元本超過額に対して10% <sup>※2</sup>

※1 基準価額に、2.625%(税抜 2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。税金について詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

## 《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

## ■信託報酬■

時期	項目	費用	
毎日	信託報酬率	年 1.6275%(税抜年 1.55%)	
	(配分)	(委託会社)	年 0.87%
		(販売会社)	年 0.60%
		(受託会社)	年 0.08%

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

- ◆投資顧問会社である HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC(ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年3月および9月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
300億円以下の部分	年 0.67%
300億円超の部分	年 0.64%

## ■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

## 《税金の取扱い》

### ■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。上記 10%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

#### ◆法人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収\*され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

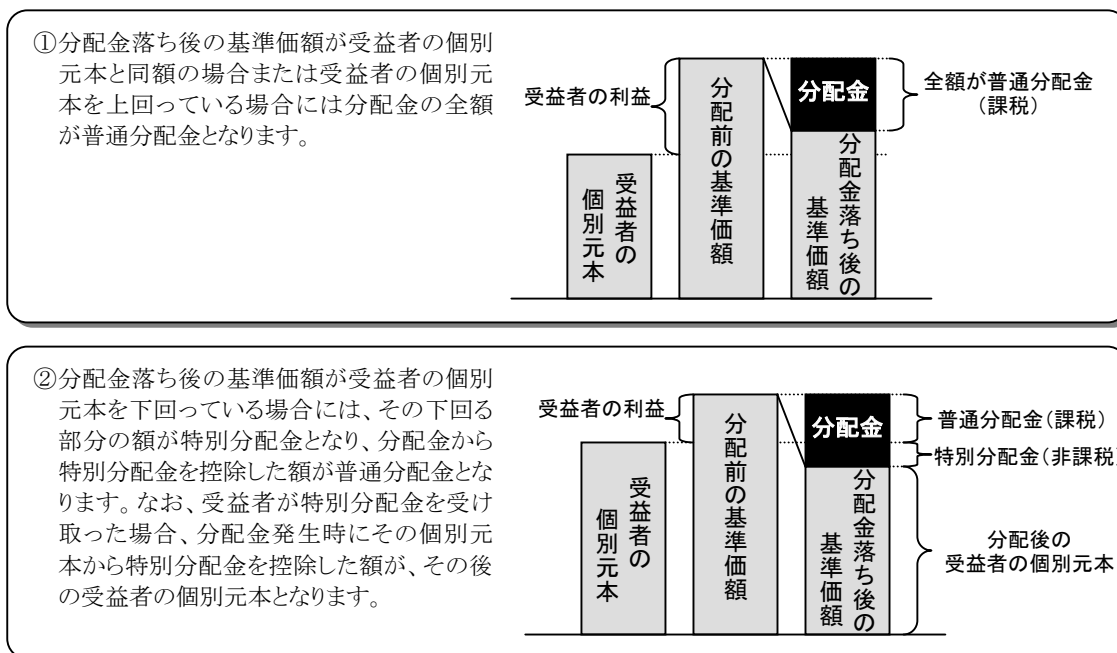
\*源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除  
なお、益金不算入制度は適用されません。

### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## その他の情報

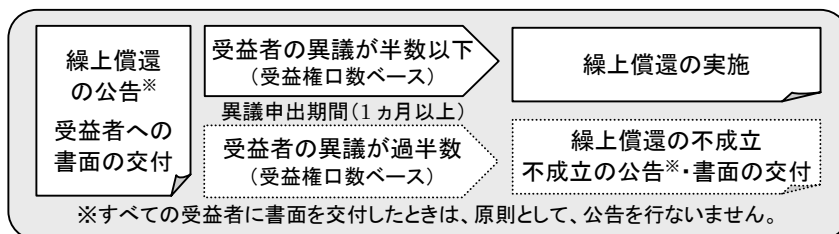
### 《管理および運営の概要》

**信託期間** 平成26年9月12日までとします(平成16年9月1日設定)。  
 なお、委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。

**計算期間** 原則として、毎月13日から翌月12日までとします。  
 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

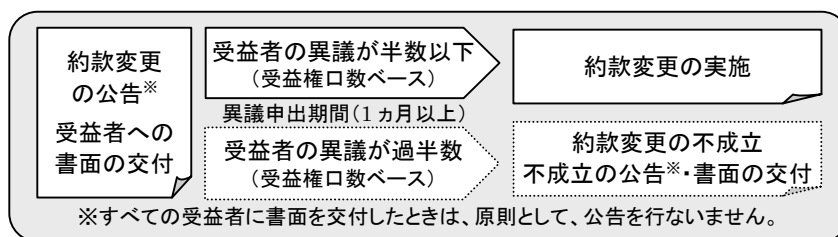
**信託金限度額** ファンドの信託金限度額は1,000億円です。

**繰上償還** (1) 次のいずれかの場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。  
 ① ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合  
 ② 受益者に有利であると認めるとき  
 ③ 運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したとき  
 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)  
 上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。



(2) 上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。

**約款変更** (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。  
 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)  
 (2) 委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。



(3) 監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。

(4) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(2)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行ないません。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

反対者の  
買取請求権

ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「繰上償還」(1)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。

公 告  
運用報告書

日本経済新聞に掲載します。  
毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

保 管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管(保護預り)することができます。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合にはすべて保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

受益者の  
権利等  
資産の評価

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

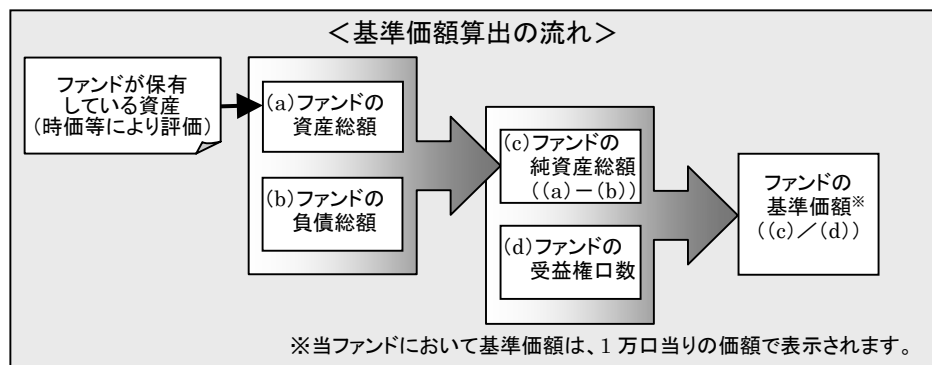
受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※の証券取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

## 《内国投資信託受益証券事務の概要》

◆受益者が委託者に対して行なう下記の手続きは、販売会社を通じて委託者に請求することにより行なうことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益証券の名義書換等	<p>受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、「自動けいぞく投資契約」に基づいて受益者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。</p> <p>記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱場所 野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 12 番1号</li> <li>・名義書換手数料 徴収しません。</li> <li>・名義書換手続の停止期間 毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。</li> </ul>
受益者に対する特典 受益証券の譲渡制限	<p>該当事項はありません。</p> <p>無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。</p> <p>記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
受益証券の再発行	<ol style="list-style-type: none"> <li>①無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、委託者は受益証券を再交付します。</li> <li>②記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、記名式の受益証券を再交付します。</li> <li>③受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記①、②の規定を準用するものとします。</li> <li>④受益証券を再交付するときは、委託者は受益者に対して実費を請求することができます。</li> </ol>

(注)ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

なお、受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件、受益権の再分割および償還金に係るファンドの受益権については、「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

また、質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

## 《その他ファンドの情報》

内国投資信託受益証券の形態等	追加型証券投資信託・無記名式受益証券(「受益証券」といいます。)当初元本は1口当たり1円です。格付は取得していません。 ※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
発行価額の総額	5,000億円を上限とします。
申込期間	平成17年10月28日から平成18年10月26日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
払込期日	各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。 ※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
有価証券届出書(訂正届出書を含みます)の写しの縦覧	該当事項はありません。
振替機関に関する事項	該当事項はありません。 ※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。 株式会社 証券保管振替機構
ファンドの詳細情報	有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。 第1【ファンドの沿革】 第2【手続等】 1【申込(販売)手続等】 2【換金(解約)手続等】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】 (1)【資産の評価】 (2)【保管】 (3)【信託期間】 (4)【計算期間】 (5)【その他】 2【受益者の権利等】 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益及び剰余金計算書】 (3)【附属明細表】 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】 第5【設定及び解約の実績】 上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

## 《委託会社等の概況》

◆下記は平成18年3月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	執行役社長 柴田拓美
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
資本の額	17,180百万円
会社の沿革	昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行
大株主の状況	名 称：野村ホールディングス株式会社 住 所：東京都中央区日本橋一丁目9番1号 所有株式数：5,150,693株 比 率：100%



## 運用状況

◆以下は平成18年2月28日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 《投資状況》

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	35,680,079,394	97.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	797,114,084	2.18
合計(純資産総額)		36,477,193,478	100.00

## 《投資資産》

## (1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	GLIMCHER REALTY TRUST	667,600	3,121.84	2,084,146,726	3,146.26	2,100,447,315	5.75
2	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	492,800	3,881.09	1,912,602,433	4,063.63	2,002,560,067	5.48
3	アメリカ	投資証券	HRPT PROPERTIES TRUST	1,432,100	1,242.61	1,779,555,369	1,249.90	1,789,985,370	4.90
4	アメリカ	投資証券	TRUSTREET PROPERTIES INC	1,026,700	1,717.30	1,763,160,020	1,712.65	1,758,385,044	4.82
5	アメリカ	投資証券	AMERICAN FINANCIAL REALTY TR	1,172,100	1,440.58	1,688,510,030	1,376.63	1,613,555,993	4.42
6	アメリカ	投資証券	MILLS CORP/THE (MLS) 7.875 SERIES G	600,000	2,842.80	1,705,680,900	2,639.32	1,583,597,400	4.34
7	アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	653,600	2,069.60	1,352,694,481	2,100.99	1,373,212,881	3.76
8	アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	1,095,800	1,144.77	1,254,448,673	1,162.70	1,274,086,660	3.49
9	アメリカ	投資証券	CRESCENT REAL ESTATE EQUITIES	510,000	2,375.39	1,211,452,011	2,456.78	1,252,960,401	3.43
10	アメリカ	投資証券	COLONIAL PROPS [CLP] 7.62 Series E	421,000	2,886.98	1,215,420,306	2,905.58	1,223,252,253	3.35
11	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY (DLR) 8.5000 Series A	385,700	3,012.99	1,162,112,022	3,028.83	1,168,221,080	3.20
12	アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	265,000	4,095.02	1,085,182,791	4,367.10	1,157,281,818	3.17
13	アメリカ	投資証券	SUNSTONE HOTEL (SHO) 8.00 SERIES A	334,700	2,949.76	987,287,985	2,998.60	1,003,632,524	2.75
14	アメリカ	投資証券	GLIMCHER REALTY (GRT) 8.1250 SERIES G	334,400	2,939.30	982,903,792	2,957.90	989,124,702	2.71
15	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVEST (AIV) 7.8750 Series	332,600	2,919.53	971,038,904	2,930.00	974,519,330	2.67
16	アメリカ	投資証券	EDUCATION REALTY TRUST INC	607,600	1,499.88	911,328,910	1,525.46	926,870,954	2.54
17	アメリカ	投資証券	SPIRIT FINANCE CORP	631,500	1,383.61	873,751,609	1,432.44	904,589,901	2.47
18	アメリカ	投資証券	CBL & ASSOC PROP (CBL) 7.375 SERIES D	276,500	2,941.63	813,360,971	2,954.42	816,897,323	2.23
19	アメリカ	投資証券	STRATEGIC HOTEL(SLH)8.25% SERIES B	274,130	2,964.88	812,763,925	2,964.88	812,763,925	2.22
20	アメリカ	投資証券	LASALLE HOTEL (LHO) 8.0% SERIES	265,000	2,904.99	769,823,670	2,999.76	794,937,990	2.17
21	アメリカ	投資証券	HERSHA HOSPITALITY TRUST	712,000	1,117.35	795,556,546	1,101.07	783,966,752	2.14
22	アメリカ	投資証券	MAGUIRE PROPS (MPG) 7.625 SERIES A	243,100	2,895.12	703,804,401	2,916.05	708,892,143	1.94
23	アメリカ	投資証券	ENTERTAINMENT PR (EPR) 7.75 SERIES B	239,000	2,864.89	684,709,379	2,899.77	693,045,938	1.89
24	アメリカ	投資証券	LEXINGTON CORPORATE PPTYS TR	275,000	2,501.29	687,856,100	2,481.20	682,330,495	1.87
25	アメリカ	投資証券	AMERICAN LAND LE (ANL) 7.75 SERIES	237,800	2,856.75	679,336,077	2,848.61	677,400,647	1.85
26	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS (TCO) 8.00 SERIES G	220,800	2,993.95	661,064,712	2,985.81	659,267,642	1.80
27	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVEST (AIV) 7.75 SERIES U	221,900	2,916.05	647,071,850	2,924.19	648,877,871	1.77
28	アメリカ	投資証券	KILROY REALTY (KRC) 7.5000 SERIES F	200,800	2,906.75	583,675,400	2,920.70	586,477,041	1.60
29	アメリカ	投資証券	WINSTON HOTELS (WXH) 8.0000 SERIES B	149,600	2,866.05	428,761,902	2,912.56	435,719,499	1.19
30	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVEST (AIV) 8.0000 SERIES T	131,600	2,930.00	385,588,526	2,943.95	387,424,662	1.06

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券	—	97.81
合計		97.81

## (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 《運用実績》

### ①純資産の推移

平成18年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)*	(分配落)	(分配付)*
第1特定期間	2004年9月1日～2005年2月14日	16,614	16,699	1.0084	1.0135
第2特定期間	2005年2月15日～2005年8月12日	29,403	29,561	1.0569	1.0625
第3特定期間	2005年8月13日～2006年2月13日	36,851	37,043	1.0742	1.0798
	2005年2月末日	18,290	—	0.9988	—
	3月末日	24,083	—	0.9912	—
	4月末日	27,127	—	0.9958	—
	5月末日	29,680	—	1.0287	—
	6月末日	29,760	—	1.0793	—
	7月末日	30,149	—	1.1132	—
	8月末日	30,777	—	1.0720	—
	9月末日	32,731	—	1.0841	—
	10月末日	33,578	—	1.0762	—
	11月末日	34,340	—	1.1145	—
	12月末日	33,747	—	1.0548	—
	2006年1月末日	36,720	—	1.0785	—
	2月末日	36,477	—	1.0677	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

### ②分配の推移

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2004年9月1日～2005年2月14日	0.0220 円
第2特定期間	2005年2月15日～2005年8月12日	0.0345 円
第3特定期間	2005年8月13日～2006年2月13日	0.0660 円

※特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

### ③収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2004年9月1日～2005年2月14日	3.0 %
第2特定期間	2005年2月15日～2005年8月12日	8.2 %
第3特定期間	2005年8月13日～2006年2月13日	7.8 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

※特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

## 《財務ハイライト情報》

- ◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ◆ファンドの「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けております。  
また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

### ＜貸借対照表＞

科目	期別	前期	当期
		平成17年8月12日現在	平成18年2月13日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,018,154,039	192,358,535
コール・ローン		915,230,126	573,544,222
投資証券		28,166,819,526	36,232,903,657
未収入金		—	255,679,138
未収配当金		87,530,663	110,446,925
未収利息		73	45
流動資産合計		30,187,734,427	37,364,932,522
資産合計		30,187,734,427	37,364,932,522
負債の部			
流動負債			
未払金		502,915,734	230,495,760
未払収益分配金		157,417,482	191,865,292
未払解約金		82,270,180	40,291,006
未払受託者報酬		2,124,903	2,633,152
未払委託者報酬		39,045,103	48,384,130
その他未払費用		79,674	98,735
流動負債合計		783,853,076	513,768,075
負債合計		783,853,076	513,768,075
純資産の部			
元本			
元本		27,821,648,223	34,304,363,415
剰余金			
期末剰余金		1,582,233,128	2,546,801,032
(分配準備積立金)		(2,435,992,993)	(1,864,155,858)
純資産合計		29,403,881,351	36,851,164,447
負債・純資産合計		30,187,734,427	37,364,932,522

### ＜損益及び剰余金計算書＞

科目	期別	前期	当期
		自平成17年2月15日 至平成17年8月12日	自平成17年8月13日 至平成18年2月13日
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		846,643,134	1,181,934,603
受取利息		6,070,903	7,179,152
有価証券売買等損益		664,190,801	△645,396,667
為替差損益		1,166,503,378	2,341,314,805
営業収益合計		2,683,408,216	2,885,031,893
営業費用			
受託者報酬		10,853,605	14,146,335
委託者報酬		199,434,996	259,938,754
その他費用		3,003,160	2,481,686
営業費用合計		213,291,761	276,566,775
営業利益		2,470,116,455	2,608,465,118
経常利益		2,470,116,455	2,608,465,118
当期純利益		2,470,116,455	2,608,465,118
一部解約に伴う当期純利益分配額		160,722,526	42,623,516
期首剰余金		137,877,065	1,582,233,128
剰余金増加額		461,319,455	770,611,723
当期追加信託に伴う剰余金増加額		461,319,455	770,611,723
剰余金減少額		458,638,895	367,358,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額		458,638,895	367,358,342
分配金		867,718,426	2,004,527,079
期末剰余金		1,582,233,128	2,546,801,032

<重要な会計方針>

	前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日	当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(1) 投資証券 同左
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左  (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 8 月 12 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 17 年 8 月 13 日から平成 18 年 2 月 13 日までとなっております。

# 信託約款

(米国不動産投信ハイ・インカムオープン)

## 運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として高水準の配当収益の獲得により信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている REIT(不動産投資信託)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 収益性等を勘案して選定した REIT に分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得を目指します。
- ② 主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により投資銘柄を選定することを基本とします。
- ③ REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーに当ファンドの REIT の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行ないません。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

**追加型証券投資信託**  
(米国不動産投信ハイ・インカムオープン)  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とし、

② 前項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成26年9月12日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行)**

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式受益証券を発行します。

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(受益証券の申込単位および価額)**

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が

それぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

**(受益証券の種類)**

第13条 委託者が受益者に発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

**(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)**

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

**(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)**

第15条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**(無記名式の受益証券の再交付)**

第16条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。

**(記名式の受益証券の再交付)**

第17条 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

**(受益証券を毀損した場合等の再交付)**

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。

**(受益証券の再交付の費用)**

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券  
ロ. 金銭債権  
ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)

ニ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第21条 委託者(第23条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第24条、第25条、第33条、第34条および第36条について同じ。)は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等  
2. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前号の証券の性質を有するもの  
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)  
5. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

**(運用の基本方針)**

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

**(運用の権限委託)**

第23条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: 米国の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている REIT(不動産投資信託)の運用

委託先名称: HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC(ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー)

委託先所在地: 米国イリノイ州シカゴ市

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、当該投資信託の平成17年3月以降の毎年3月および9月における信託報酬支弁のときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額)	(率)
300億円以下の部分	年1万分の67
300億円超の部分	年1万分の64

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

**(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)**

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

**(公社債の借入れ)**

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

**(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**(外国為替予約取引の指図および範囲)**

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

**(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**(保管業務の委任)**

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

**(投資信託証券等の保管)**

第30条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相

手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

**(混蔵寄託)**

第31条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

**(信託財産の表示および記載の省略)**

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

**(有価証券売却等の指図)**

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**(再投資の指図)**

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**(資金の借入れ)**

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**(損益の帰属)**

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**(受託者による資金の立替え)**

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**(信託の計算期間)**

第38条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年11月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日るとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

**(信託財産に関する報告)**

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

**(信託事務の諸費用および監査費用)**

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

**(信託報酬等の総額)**

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年

10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認め収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第46条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および

登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがい、

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする



る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

**(信託期間の延長)**

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(公告)**

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**(付則)**

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手續きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または

記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受託者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に、一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年9月1日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
受託者 りそな信託銀行株式会社

信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 4 月 27 日現在の約款の内容)
<p><b>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</b>                      第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれず。  <b>(当初の受益者)</b>                      第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。  <b>(受益権の分割および再分割)</b>                      第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。                      ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>	<p><b>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)</b>                      第 5 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。  <b>(当初の受益者)</b>                      第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。  <b>(受益権の分割および再分割)</b>                      第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。                      ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p>
<p><b>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</b>                      第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)                      ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。                      なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。                      ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。                      ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合におい</p>	<p><b>(受益証券の発行)</b>                      第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式受益証券を発行します。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>

て、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

**(受益権の設定に係る受託者の通知)**

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

<削除>

**(受益権の申込単位および価額)**

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

**(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**(受益権の譲渡の対抗要件)**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<削除>

<削除>

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(受益証券の申込単位および価額)**

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

<新設>

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

**(受益証券の種類)**

第13条 委託者が受益者に発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

<新設>

**(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)**

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第38条に規定する毎計算期間の末日から15日間停止します。

第 15 条 (削除)

第 16 条 (削除)

第 17 条 (削除)

第 18 条 (削除)

第 19 条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 44 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受益者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ <略>

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<削除>

<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 15 条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金(第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ <同左>

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属しま

**(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(信託の一部解約)**

第46条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ <略>

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

**(反対者の買取請求権)**

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

**(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)**

第55条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**(付則)**

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<添付信託約款付則第2条を削除し、以下の内容に置き換えます。>

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(信託の一部解約)**

第46条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ <同左>

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

**(反対者の買取請求権)**

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

<新設>

**(付則)**

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<添付信託約款付則第2条を削除し、以下の内容に置き換えます。>

第2条 (添付信託約款付則第2条をご参照ください。)

以上

## 用語解説

### ■ 「EDINET」(エディネット)

**E**lectronic **D**isclosure **I**nvestors' **N**ETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

### ■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

### ■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには信託財産留保額はありませぬ。

### ■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

### ■ 「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

### ■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

### ■ 「ファンド・オブ・ファンズ」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。

### ■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

### ■ 「ボトムアップ・アプローチ」

経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から株価の相対的位置を見極めて投資判断を下す運用手法をいいます。

# 米国不動産投信 ハイ・インカムオープン (毎月分配型) 愛称:リそなリート

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ  
【投資信託説明書(請求目論見書)】2006.4

**野村アセットマネジメント**

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

— 目次 —

第 1 【ファンドの沿革】	.....	1
第 2 【手続等】	.....	1
1 【申込(販売)手続等】	.....	1
2 【換金(解約)手続等】	.....	1
第 3 【管理及び運営】	.....	2
1 【資産管理等の概要】	.....	2
(1) 【資産の評価】	.....	2
(2) 【保管】	.....	3
(3) 【信託期間】	.....	3
(4) 【計算期間】	.....	3
(5) 【その他】	.....	3
2 【受益者の権利等】	.....	5
第 4 【ファンドの経理状況】	.....	6
1 【財務諸表】	.....	9
2 【ファンドの現況】	.....	16
【純資産額計算書】	.....	16
第 5 【設定及び解約の実績】	.....	16

この目論見書により行なう米国不動産投信ハイ・インカムオープンの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 10 月 28 日にその効力が生じております。



## 第1【ファンドの沿革】

平成16年9月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。なお、「自動けいぞく投資コース」において、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益証券の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益証券の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

なお、取得する受益証券の保護預りを希望される場合は、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができりますが、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合にはすべて保護預りとなります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

#### <申込手数料>

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.625%(税抜2.5%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(基準価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

※「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**(半日営業日は午前9時～正午)**

**インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>**

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限\*を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法\*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>※</sup> の証券取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないません。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。なお、「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合にはすべて保護預りとなります。

保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

## (3) 【信託期間】

平成26年9月12日までとします(平成16年9月1日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎月13日から翌月12日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、平成26年9月12日に終了するものとします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (c) 運用報告書  
委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。
- (d) 有価証券報告書  
委託者は、有価証券報告書を原則毎年2月、8月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。
- (e) 信託約款の変更
- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。
- (vii) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ii)の書面の交付を原則として行ないません。
- (f) 公告  
委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (g) 反対者の買取請求権  
ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(e) 信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。
- (h) 関係法人との契約の更新に関する手続
- (i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ①収益分配金に対する請求権

#### ■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

#### ■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ②償還金に対する請求権

#### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

#### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### ③換金(解約)請求権

#### ■換金(解約)の単位■

受益者は、受益証券を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

#### ■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

## 第4【ファンドの経理状況】

### 米国不動産投信ハイ・インカムオープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表等規則は、平成17年6月14日付内閣府令第74号により改正されておりますが、前期(平成17年2月15日から平成17年8月12日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成17年8月13日から平成18年2月13日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前期(平成17年2月15日から平成17年8月12日まで)および当期(平成17年8月13日から平成18年2月13日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 17 年 9 月 27 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸谷



代表社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国不動産投信ハイ・インカムオープンの平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 8 月 12 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国不動産投信ハイ・インカムオープンの平成 17 年 8 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成 18 年 3 月 28 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

高尾 幸治



代表社員 公認会計士  
業務執行社員

英 公一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国不動産投信ハイ・インカムオープンの平成 17 年 8 月 13 日から平成 18 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国不動産投信ハイ・インカムオープンの平成 18 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 1【財務諸表】

## 米国不動産投信ハイ・インカムオープン

### (1)【貸借対照表】

期別	前期 平成 17 年 8 月 12 日現在	当期 平成 18 年 2 月 13 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,018,154,039	192,358,535
コール・ローン	915,230,126	573,544,222
投資証券	28,166,819,526	36,232,903,657
未収入金	—	255,679,138
未収配当金	87,530,663	110,446,925
未収利息	73	45
流動資産合計	30,187,734,427	37,364,932,522
資産合計	30,187,734,427	37,364,932,522
負債の部		
流動負債		
未払金	502,915,734	230,495,760
未払収益分配金	157,417,482	191,865,292
未払解約金	82,270,180	40,291,006
未払受託者報酬	2,124,903	2,633,152
未払委託者報酬	39,045,103	48,384,130
その他未払費用	79,674	98,735
流動負債合計	783,853,076	513,768,075
負債合計	783,853,076	513,768,075
純資産の部		
元本		
元本	27,821,648,223	34,304,363,415
剰余金		
期末剰余金	1,582,233,128	2,546,801,032
(分配準備積立金)	(2,435,992,993)	(1,864,155,858)
純資産合計	29,403,881,351	36,851,164,447
負債・純資産合計	30,187,734,427	37,364,932,522

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	前期	当期
		自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日	自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		846,643,134	1,181,934,603
受取利息		6,070,903	7,179,152
有価証券売買等損益		664,190,801	△645,396,667
為替差損益		1,166,503,378	2,341,314,805
営業収益合計		2,683,408,216	2,885,031,893
営業費用			
受託者報酬		10,853,605	14,146,335
委託者報酬		199,434,996	259,938,754
その他費用		3,003,160	2,481,686
営業費用合計		213,291,761	276,566,775
営業利益		2,470,116,455	2,608,465,118
経常利益		2,470,116,455	2,608,465,118
当期純利益		2,470,116,455	2,608,465,118
一部解約に伴う当期純利益分配額		160,722,526	42,623,516
期首剰余金		137,877,065	1,582,233,128
剰余金増加額		461,319,455	770,611,723
当期追加信託に伴う剰余金増加額		461,319,455	770,611,723
剰余金減少額		458,638,895	367,358,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額		458,638,895	367,358,342
分配金		867,718,426	2,004,527,079
期末剰余金		1,582,233,128	2,546,801,032

重要な会計方針

	前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日	当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(1) 投資証券 同左
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 8 月 12 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 17 年 8 月 13 日から平成 18 年 2 月 13 日までとなっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	前期 平成 17 年 8 月 12 日現在	当期 平成 18 年 2 月 13 日現在
1 期首元本額	16,476,615,925 円	27,821,648,223 円
期中追加設定元本額	19,976,020,631 円	11,567,863,066 円
期中一部解約元本額	8,630,988,333 円	5,085,147,874 円

(損益及び剰余金計算書関係)

	前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日	当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	10,853,605 円	14,146,335 円
2 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額	88,478,675 円	115,198,915 円

### 3 分配金の計算過程

平成17年2月15日から平成17年3月14日まで当該期末における分配対象金額 634,630,219 円 (10,000 口当たり 305 円)のうち、114,069,692 円 (10,000 口当たり 55 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(1,828,393 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	— 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	343,098,641 円
分配準備積立金額	D	291,531,578 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	634,630,219 円
当ファンドの期末残存口数	F	20,739,944,083 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	305 円
10,000 口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	114,069,692 円

平成17年3月15日から平成17年4月12日まで当該期末における分配対象金額 867,011,002 円 (10,000 口当たり 342 円)のうち、139,190,484 円 (10,000 口当たり 55 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(8,545,297 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	211,993,820 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	476,404,891 円
分配準備積立金額	D	178,612,291 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	867,011,002 円
当ファンドの期末残存口数	F	25,307,360,804 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	342 円
10,000 口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	139,190,484 円

平成17年4月13日から平成17年5月12日まで当該期末における分配対象金額 938,129,989 円 (10,000 口当たり 330 円)のうち、156,040,834 円 (10,000 口当たり 55 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(10,254,551 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	108,852,871 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	569,879,106 円
分配準備積立金額	D	259,398,012 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	938,129,989 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,371,060,826 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	330 円
10,000 口当たり分配金額	H	55 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	156,040,834 円

### 3 分配金の計算過程

平成17年8月13日から平成17年9月12日まで当該期末における分配対象金額 3,678,336,191 円 (10,000 口当たり 1,257 円)のうち、175,524,198 円 (10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(1,444,449 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,594,733 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,305,540,812 円
分配準備積立金額	D	2,360,200,646 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	3,678,336,191 円
当ファンドの期末残存口数	F	29,254,033,145 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,257 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	175,524,198 円

平成17年9月13日から平成17年10月12日まで当該期末における分配対象金額 4,042,725,522 円 (10,000 口当たり 1,309 円)のうち、185,185,763 円 (10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(10,263,424 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	331,747,264 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,562,671,105 円
分配準備積立金額	D	2,148,307,153 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	4,042,725,522 円
当ファンドの期末残存口数	F	30,864,293,973 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,309 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	185,185,763 円

平成17年10月13日から平成17年11月14日まで当該期末における分配対象金額 4,296,599,217 円 (10,000 口当たり 1,368 円)のうち、188,371,723 円 (10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(12,915,983 円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	171,541,423 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	186,199,852 円
収益調整金額	C	1,698,074,619 円
分配準備積立金額	D	2,240,783,323 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	4,296,599,217 円
当ファンドの期末残存口数	F	31,395,287,295 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,368 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	188,371,723 円

平成17年5月13日から平成17年6月13日まで  
当該期末における分配対象金額 2,289,692,759 円  
(10,000 口当たり 799 円)のうち、171,890,321 円  
(10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(2,887,427 円)によ  
るものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,813,590 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	1,463,004,442 円
収益調整金額	C	590,306,338 円
分配準備積立金額	D	210,568,389 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	2,289,692,759 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,648,386,902 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	799 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	171,890,321 円

平成17年6月14日から平成17年7月12日まで  
当該期末における分配対象金額 3,638,496,512 円  
(10,000 口当たり 1,332 円)のうち、163,799,529 円  
(10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(11,174,248 円)によ  
るものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	300,831,058 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	1,299,578,980 円
収益調整金額	C	717,883,568 円
分配準備積立金額	D	1,320,202,906 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	3,638,496,512 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,299,921,500 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,332 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	163,799,529 円

平成17年7月13日から平成17年8月12日まで  
当該期末における分配対象金額 3,643,498,590 円  
(10,000 口当たり 1,309 円)のうち、166,929,889 円  
(10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(9,512,407 円)によ  
るものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	82,996,786 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,050,088,115 円
分配準備積立金額	D	2,510,413,689 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	3,643,498,590 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,821,648,223 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,309 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	166,929,889 円

平成17年11月15日から平成17年12月12日まで  
当該期末における分配対象金額 4,576,629,881 円  
(10,000 口当たり 1,493 円)のうち、1,102,995,541 円  
(10,000 口当たり 360 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(1,829,153 円)による  
ものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,933,487 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	538,711,312 円
収益調整金額	C	1,708,189,264 円
分配準備積立金額	D	2,313,795,818 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	4,576,629,881 円
当ファンドの期末残存口数	F	30,638,765,047 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,493 円
10,000 口当たり分配金額	H	360 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	1,102,995,541 円

平成17年12月13日から平成18年1月12日まで  
当該期末における分配対象金額 4,088,053,462 円  
(10,000 口当たり 1,257 円)のうち、195,075,089 円  
(10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(8,037,518 円)による  
ものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	388,741,876 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,967,498,131 円
分配準備積立金額	D	1,731,813,455 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	4,088,053,462 円
当ファンドの期末残存口数	F	32,512,514,891 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,257 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	195,075,089 円

平成18年1月13日から平成18年2月13日まで  
当該期末における分配対象金額 4,276,289,477 円  
(10,000 口当たり 1,246 円)のうち、205,826,180 円  
(10,000 口当たり 60 円)を分配金額としております。  
なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分  
配金額との差額は、外国税控除額(13,960,888 円)による  
ものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	154,203,328 円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	2,220,268,327 円
分配準備積立金額	D	1,901,817,822 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	4,276,289,477 円
当ファンドの期末残存口数	F	34,304,363,415 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,246 円
10,000 口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	205,826,180 円

## (有価証券関係)

## 1 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日		当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	28,166,819,526	467,917,148	36,232,903,657	266,593,389
合計	28,166,819,526	467,917,148	36,232,903,657	266,593,389

(注)平成17年6月14日付内閣府令第74号による財務諸表等規則の改正により、当期より損益に含まれた評価差額は、最終の計算期間の損益に含まれた評価差額を記載しております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1 取引の状況に関する事項

前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日	当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日
<p>1 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。</p> <p>2 取引に対する取組みと利用目的 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って行なわれております。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドにおいて、信託財産に属する外貨建資産の価格変動リスクを回避する目的で外国為替の売り予約を行なう場合には、当該取引の対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とし、当該為替予約における価格変動リスクはヘッジ対象外貨建資産の価格変動リスクと減殺されており、信託財産の損益への影響は限定的であります。 また、外国為替の買い予約を行なう場合は、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内としております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引については、運用部署及び取引執行部署から独立した部署が、取引の性格、取引状況及びポジションの状況等を商品性格や投資方針に基づいて管理しております。また、関連部署のメンバーによって構成された委員会において、社内規定やリスク管理状況に関する審議・決定を行ない、マネジメントに報告しています。</p>	該当事項はございません。

## 2 取引の時価等に関する事項

前期(平成17年8月12日現在)

該当事項はございません。

当期(平成18年2月13日現在)

該当事項はございません。

## (1口当たり情報)

前期 自 平成 17 年 2 月 15 日 至 平成 17 年 8 月 12 日		当期 自 平成 17 年 8 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 13 日	
1口当たり純資産額	1.0569 円	1口当たり純資産額	1.0742 円
(10,000口当たり純資産額)	10,569 円)	(10,000口当たり純資産額)	10,742 円)

## (3) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式 (平成18年2月13日現在)

該当事項はございません。

## (2)株式以外の有価証券

(平成18年2月13日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ALEXANDRIA RE EQ (ARE) 8.375 SERIES C	60,000	1,567,800.00	
	AMERICAN FINANCIAL REALTY TR	1,172,100	14,522,319.00	
	AMERICAN LAND LE (ANL) 7.75 SERIES	237,800	5,842,746.00	
	APARTMENT INVEST (AIV) 7.75 SERIES U	221,900	5,565,252.00	
	APARTMENT INVEST (AIV) 7.8750 Series	332,600	8,351,586.00	
	APARTMENT INVEST (AIV) 8.00 SERIES V	45,500	1,152,970.00	
	APARTMENT INVEST (AIV) 8.0000 SERIES T	131,600	3,316,320.00	
	ASSOCIATED ESTATES REALTY CP	148,800	1,510,320.00	
	BEDFORD PROP INV (BED) 7.6250 SERIES	200,400	5,060,100.00	
	BEDFORD PROPERTY INVESTORS	107,500	2,636,975.00	
	CBL & ASSOC PROP (CBL) 7.375 SERIES D	276,500	6,995,450.00	
	CEDAR SHOPPING (CDR) 8.875 SERIES	104,800	2,766,720.00	
	COGDELL SPENCER INC	122,500	2,267,475.00	
	COLONIAL PROPS (CLP) 8.125 SERIES D	25,000	641,250.00	
	COLONIAL PROPS (CLP) 7.62 Series E	421,000	10,453,430.00	
	COUSINS PROPERTY(CUZ) 7.500 Series B	50,500	1,277,650.00	
	CRESCENT REAL ESTATE EQUITIES	510,000	10,419,300.00	
	DIGITAL REALTY (DLR) 7.875 SERIES B	75,000	1,852,500.00	
	DIGITAL REALTY (DLR) 8.5000 Series A	325,700	8,464,943.00	
	EDUCATION REALTY TRUST INC	607,600	7,838,040.00	
	ENTERTAINMENT PR (EPR) 7.75 SERIES B	239,000	5,888,960.00	
	GLENBOROUGH REALTY TRUST INC	608,700	11,254,863.00	
	GLIMCHER REALTY (GRT) 8.1250 SERIES G	334,400	8,453,632.00	
	GLIMCHER REALTY (GRT) 8.7500 SERIES F	71,300	1,825,993.00	
	GLIMCHER REALTY TRUST	667,600	17,925,060.00	
	HEALTH CARE REIT INC	79,000	2,812,400.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	265,000	9,333,300.00	
	HERSHA HOSPITAL (HT) 8.0% SERIES A	80,000	2,016,000.00	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	712,000	6,842,320.00	
	HIGHLAND HOSP (HIH) 7.875% SERIES A	110,000	2,641,100.00	
	HRPT PROPERTIES TRUST	1,287,100	13,707,615.00	
	KILROY REALTY (KRC) 7.5000 SERIES F	200,800	5,020,000.00	
	LASALLE HOTEL (LHO) 8.0% SERIES	265,000	6,621,000.00	
	LTC PROPERTIES (LTC) 8.0000 SERIES F	110,600	2,788,226.00	
	MAGUIRE PROPS (MPG) 7.625 SERIES A	243,100	6,053,190.00	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	950,000	9,310,000.00	
	MILLS CORP/THE (MLS) 7.875 SERIES G	600,000	14,670,000.00	
	OMEGA HEALTHCARE (OHI) 8.3750 SERIES D	35,600	907,800.00	
	PS BUSINESS PARK (PSB) 7.0000 SERIES H	65,000	1,596,400.00	
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	653,600	11,634,080.00	
	SPIRIT FINANCE CORP	631,500	7,514,850.00	
	STRATEGIC HOTEL(SLH)8.25% SERIES B	274,130	6,990,315.00	
	SUN COMMUNITIES INC	492,800	16,449,664.00	
	SUNSTONE HOTEL (SHO) 8.00 SERIES A	334,700	8,491,339.00	
	TAUBMAN CENTERS (TCO) 8.00 SERIES G	220,800	5,685,600.00	
	TRUSTREET PROPERTIES INC	1,026,700	15,164,359.00	
	WINSTON HOTELS (WXH) 8.0000 SERIES B	149,600	3,687,640.00	
米ドル計	銘柄数：47	15,884,830	307,788,852.00	
			(36,232,903,657)	
	組入時価比率：98.3%		100%	
投資証券計			36,232,903,657	
			(36,232,903,657)	
合計			36,232,903,657	
			(36,232,903,657)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成18年2月28日現在

I	資産総額	37,075,756,656	円
II	負債総額	598,563,178	円
III	純資産総額(I - II)	36,477,193,478	円
IV	発行済み口数	34,163,035,031	口
V	1口当たり純資産額(III / IV)	1.0677	円

## 第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2004年9月1日～2005年2月14日	16,551,295,710	74,679,785	16,476,615,925
第2特定期間	2005年2月15日～2005年8月12日	19,976,020,631	8,630,988,333	27,821,648,223
第3特定期間	2005年8月13日～2006年2月13日	11,567,863,066	5,085,147,874	34,304,363,415

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



